

長野県障がい者工賃向上計画

～誰にでも「居場所と出番」のある“共に生きる長野県”をめざして～

平成27年9月

長野県

目 次

- 1 はじめに
 - (1) 計画策定の趣旨・目的
 - (2) 計画の性格と役割
 - (3) 計画の対象期間
 - (4) 対象事業所

- 2 本県の現状と課題
 - (1) 対象事業所数、利用者数の状況
 - (2) 工賃の状況
 - (3) 工賃向上に当たっての課題

- 3 目標工賃
 - (1) 目標工賃の考え方
 - (2) 地域で生活をするための標準的経費
 - (3) 長野県の目標工賃

- 4 推進方策
 - (1) 取組の視点
 - (2) 重点項目
 - (3) 具体的な推進方策

- 5 工賃向上に向けた役割
 - (1) 県
 - (2) 事業所
 - (3) 市町村
 - (4) 民間企業等

- 6 その他
 - (1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表
 - (2) 工賃向上計画の進捗管理

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

障がいのある方が夢や希望をもって地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。一人ひとりの適性や能力に応じて、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難な方には就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

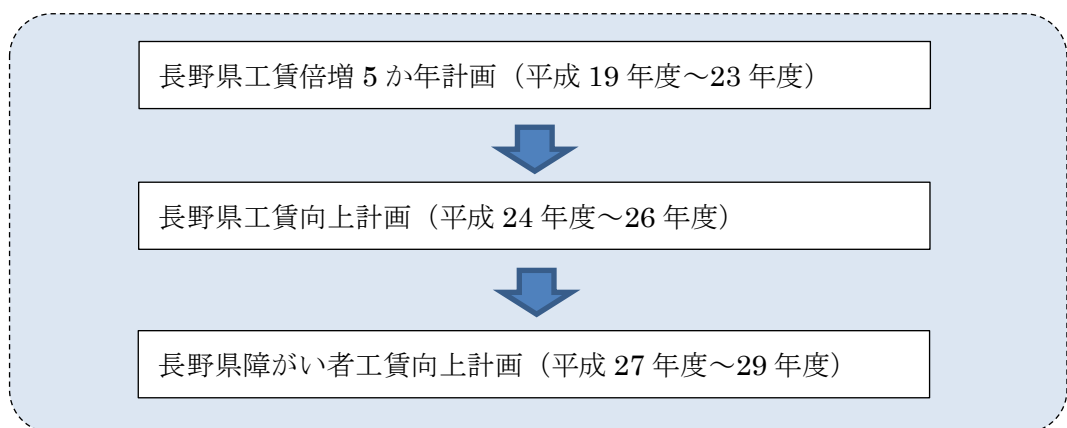
これまでも本県では「長野県工賃倍増5か年計画（平成19年度～23年度）」や「長野県工賃向上計画（平成24年度～26年度）」を策定し、工賃向上に取り組んでまいりました。

また、この間、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、本県においても独自の取組を盛り込んだ調達方針を策定し、事業所からの調達を進めてきたところです。

平成26年度末で「長野県工賃向上計画（平成24年度～26年度）」が終了しましたが、平成26年度平均工賃（月額）は「14,333円」で、目標とした「17,808円」には達せず、残念ながら、障害基礎年金の収入等を合わせても、障がいのある方が地域で自立した生活をするための水準には届いておりません。

工賃実績は増加傾向にありますが、更なる引き上げを図るため、新たに「長野県障がい者工賃向上計画」を策定し、事業所、県、市町村、企業等が一体となって障がいのある方の工賃向上を目指すこととします。

国においても平成27年3月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」を一部改正し、平成27年度以降においても更なる工賃向上に向けた取組を推進することとしたことから、本県としてもこの指針の内容に沿って、本計画を策定し、引き続き障がいのある方の経済的な自立に向けて取り組んでまいります。



(2) 計画の性格と役割

この計画は、「長野県障害者プラン 2012」で「重点的に取り組む施策」として示した「雇用・就労支援の強化」を具体的に進めるための行動計画となるものです。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促していくものであるとともに、県・市町村等の関係行政機関や事業者団体、地域の商工農業団体等との関係者による、官民一体となった取組の推進を目指すものです。

(3) 計画の対象期間

この計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とします。

(4) 計画の対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援 B 型事業所とします。

なお、就労継続支援 A 型事業所、生産活動を行う生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象としますが、目標工賃の算定には含めないこととします。

2 本県の現状と課題

(1) 対象事業所数、利用者数の状況

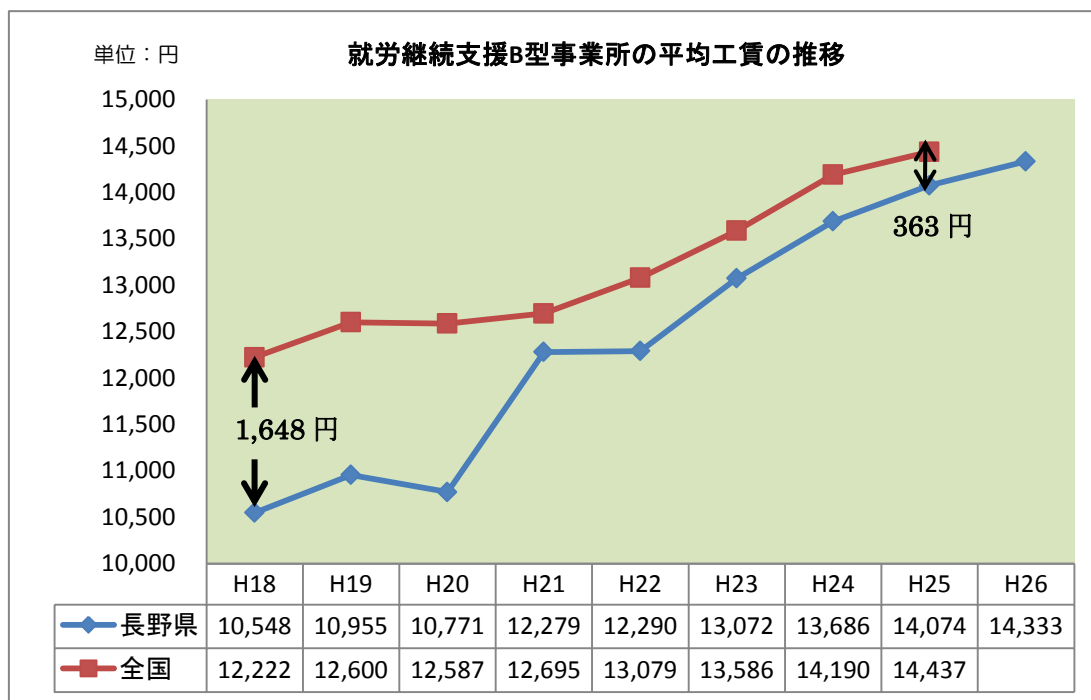
工賃向上計画がスタートした平成 18 年度と比べると、対象事業所（就労継続支援 B 型事業所）数は 2.4 倍、延利用者数も 2 倍を超えています。

区 分	H18 (a)	H23	H24	H25	H26 (c)	H18 比 (c) - (a)
就労継続支援 B 型事業所 (か所)	92	162	175	197	223	131 (242.4%増)
定 員 (人)	2,331	3,346	3,992	4,028	4,500	2,169 (193.1%増)
延べ利用者数 (人)	23,819	36,397	39,823	44,226	49,686	25,867 (208.6%増)

(2) 工賃の状況

本県の平均工賃(月額)は、平成18年度は10,548円で、全国平均(12,222円)を大きく下回っていましたが、その後、各事業所の取組により、平成25年度は14,074円と3,526円アップし、全国平均に迫ってきました。

なお、平成26年度は、前年度から259円増加し、14,333円となったところです。



※H26年度全国実績は、平成28年2月頃示される見込み

(3) 工賃向上に当たっての課題

工賃実績の分析や事業所等からの聞き取りによると、次のような課題が考えられます。

- 職員、特に経営者等の管理職の工賃向上に対する意識の低さ
- 発注側と受注側(事業所)の需給のミスマッチ
- 事業所が供給する物品等の情報発信不足
- 自主製品の品質の向上・販売強化の取組が不十分
- 地域での事業所の認知度・理解不足

これらの課題を解決するため、県や事業所においては、目標工賃達成の実現に向け、具体的方策に取り組むことが必要です。更に国や市町村、企業、関係団体とも協働しながら、官民一体となって工賃向上に取り組んでいくことも必要です。

3 目標工賃

(1) 目標工賃の考え方

平成 27 年 3 月 24 日付け障発 0324 第 3 号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が示した「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障がい者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとされています。

(2) 地域で生活をするための標準的経費

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、工賃と障害年金をはじめとする社会保障給付費等による収入が、最低生活費を上回る必要があります。

この最低生活費を生活保護費とした場合、最低でも月 10 万円程度の収入が必要となり、障害基礎年金（2 級：65,008 円）を差し引くと、工賃として 3 万 5 千円程度の収入が必要となります。

○試算モデル

20 歳、一人暮らし、障害基礎年金 2 級受給者、就労継続支援 B 型事業所を利用（市町村民税非課税世帯で、障がい福祉サービスは無料）

(3) 長野県の目標工賃

地域で生活をするための標準的経費で不足する 3 万 5 千円の収入確保に向けて、計画期間である平成 29 年度に達成すべき県の目標工賃の設定にあたっては、現在の本県の工賃水準やこれまでの工賃向上の取組の効果を勘案し、平成 24 年 3 月に策定した「長野県障害者プラン 2012」で設定した目標工賃と同額の月額 22,000 円以上とし、目標達成に向け取り組んでまいります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月額平均工賃	17,000 円	19,500 円	22,000 円以上

なお、本計画の目標工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各事業所においては、それぞれの実情に応じて目標工賃を設定して取り組む必要があります。

その目標達成に向けては、障がいのある方も地域で居場所と出番がある社会をめざして、地域が一体となって障がいのある方を支えあうコミュニケーション作りに取り組むことが重要であり、本計画期間中においては、このような取組を重点的に推進してまいります。

4 推進方策

各事業所の課題の解決を図り目標工賃を達成するため、取組の視点と重点項目を掲げ、これらを連動させながら工賃向上に取り組んでまいります。

(1) 取組の視点

① 自主性、主体性の尊重

- ・ 全ての対象事業所が工賃向上計画を作成し、法人役員等の経営陣、事業所職員、利用者、家族等が各事業所の課題を把握・整理し、自主性・主体性をもって工賃向上に取り組むことが必要です。

② 意識改革と人づくり

- ・ 事業所が工賃向上に取り組むためには、福祉サービスの専門性に加え、経営的な知識やノウハウが必要です。事業所職員はもちろんのこと、特に法人経営陣の理解が必要であり、事業所に関係する者が使命感を認識し一体となって取り組むことが必要です。

③ 選択と集中

- ・ 県はこれまでも工賃向上に取り組む事業所の支援を行ってきましたが、対象となる事業所は年々増加しているため、限られた予算と時間を効果的に執行することを考慮しながら取り組んでまいります。

(2) 重点項目

① 地域密着

- ・ 障がいのある方が地域で暮らしていくためには地域の皆さんの理解が必要です。地域の課題やニーズを把握し、地域の皆さんと一緒に課題解決に取り組むことが地域からの評価につながるため、積極的に地域と交流を図り事業展開を行います。

② 多業種交流

- ・ 事業を展開するに当たっては、福祉分野に留まらず、地域の農業者や企業関係者、学校等との交流する機会を拡大します。

③ 行政との協働

- ・ 「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行され、各自治体は積極的に障害者就労施設等からの物品調達に取り組んでいるところです。事業所はこの機会を逃すことなく、積極的に行政と協働する取組を推進します。

(3) 具体的な推進方策

各事業所の工賃向上計画に基づいた主体的な取組を推進するため、県として次のような支援を行います。

① 地域連携促進コーディネーター等の配置

- これまでも各圏域に「工賃アップ推進員」（平成 20 年度～23 年度）や「事業化推進員」（平成 24 年度～平成 27 年度）を配置し、事業所と企業等との連携強化や業務開拓支援等に取り組んできましたが、今後は事業所が地域の課題に目を向け、地域経済の活性化に役立つ「仕事づくり」ができるよう、「地域連携促進コーディネーター」を配置し、事業所の事業展開を促進します。

② 各種セミナー開催による支援

- 経営陣から現場職員まで工賃向上に関係する職員全員が工賃向上の意義を理解し、福祉的支援のみならず、企業的経営手法の習得と実践を促進します。
- なお、セミナー開催に当たっては、事業所職員に留まらず、地域全体が事業所の工賃向上の意義を理解し取組めるよう、地域を巻き込んだセミナーとします。
- また、県が行う各種支援を事業所が受けるに当たっては、セミナー参加を必須条件とする等、セミナーの位置付けを重視することを検討します。

③ 民間の専門技能活用支援

- 地域で活躍する民間の専門技能を有する多様な人材を、事業所の目的に応じて派遣し、地域の課題に対応した自主製品づくりや品質の向上支援に取り組みます。

④ 共同受注・販売会等に対する支援

- 一事業所だけでは実施が困難な大規模受注や販売会を、複数事業所が参加することにより実施ができるよう、事業所間での情報共有を進め、課題を補足し合える体制づくりを促進します。

⑤ 情報発信・情報共有

- 障害者就労施設等への発注促進に向けて、県のホームページ等の活用を図り、県民及び企業等への普及啓発を強化します。

⑥ 障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度の調達方針を策定し、現地機関を含めた全庁的な取組を推進し、調達実績額の増額に取り組みます。
- ・ また、市町村における取組を推進するとともに、民間企業に対しても理解を求め、障害者就労施設等への優先的な発注促進に取り組みます。

⑦ 農業をはじめとする他分野との連携

- ・ 県では平成 26 年度から「障がい者の農業就労チャレンジ事業」をスタートし、事業所の農業分野での施設外就労の促進に取り組んでいるところですが、より一層「農福連携」事業を推進するとともに、林業をはじめとする他分野での事業所の仕事づくりも促進します。

5 工賃向上に向けた役割

(1) 県

県は、「長野県障がい者の工賃向上計画」の実施主体として、本計画に記載した推進方策を展開し工賃向上の実現に取り組むとともに、計画の進捗管理に努めてまいります。

(2) 事業所

各事業所は、自ら工賃向上計画を作成し、職員及び利用者とともに工賃の向上に主体的に取り組むこととします。

なお、取組に当たっては、次のことに留意することとします。

- ① 事業所の経営者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと。
- ② 事業所は、それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度当初に前年度の実績額や取組内容の検証を行い、計画の見直しを行うこと。
- ③ 県や市町村、企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること。
- ④ 所在する地域との信頼関係を深め、福祉業界に留まらず多業種とのネットワークの構築に努めること。

(3) 市町村

工賃向上に当たっては、地域で障がい者を支援する仕組みを構築することが重要であることから、市町村は事業所に対する支援内容の検討を行い、事業所に対する積極的な支援が必要となります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき積極的な発注が求められます。

<取組事例>

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・主催イベントでの障害者就労施設等の出店、販売会の開催
- ・障害者優先調達推進法に基づく取組推進と発注業務の拡大
- ・庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供 等

(4) 民間企業等

国の指針においても、「工賃向上に当たっては、産業界等の協力を求めながら官民一体となった取組を推進すること。」とされており、企業等においては、障がいのある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

そのため、本県では企業等からの理解・協力を得られるよう、企業訪問等をはじめ、積極的に広報・情報提供を行います。

6 その他

(1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表

厚生労働省が毎年度実施する「工賃実績調査」を通じて、事業所の工賃実績を把握するとともに、県のホームページ等で公表します。

(2) 工賃向上計画の進捗管理

計画的な取組を着実に実行するため、毎年度、実績と課題の把握を行い、次年度の取組に活かしてまいります。

具体的には、年度毎に県から事業所等に対して、事業所の計画の見直しと戦略シートの作成を依頼し取りまとめることで、「長野県障がい者工賃向上計画」の進捗管理を行います。

また、今後配置予定の地域連携促進コーディネーターが個別の事業所の計画を把握し、定期的に進捗状況等を把握することで、各種支援の有効活用を図ります。

新たな長野県工賃向上計画策定懇話会について

1 懇話会設置の目的

これまで障がい者の工賃アップの取組は、「長野県工賃倍増5か年計画」（平成18年度～23年度）、「長野県工賃向上計画」（平成24年度～26年度）により取り組んできたが、先般、厚生労働省より平成27年度から29年度の3年間を期間とする、新たな「工賃向上計画」を策定することが必要であると示された。

当該計画は「長野県障害者プラン2012」で定めた支援の実施計画として位置付け、懇話会で有識者や関係者等の意見を踏まえて各種支援の実行方法等を検討し、具体的な計画の内容とする。

2 懇話会の構成員

(有識者)

氏名	役職	所属
小池 邦子	理事長	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会
青木 正彦	代表取締役	株式会社 礎建装
夏目 浩次	代表	社会福祉法人 豊生 La・Balca
青木 敏	理事長	特定非営利活動法人 SOHO未来塾
松澤 高志	主幹係長	社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
善哉 健次	次長兼総務部長	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(行政)

氏名	役職	所属
岸田 守	課長	健康福祉部 障がい者支援課
酒井 裕子	課長	産業労働部 労働雇用課
中島 賢生	課長	農政部 農村振興課

(オブザーバー) NPO法人 長野県セルフセンター協議会 事業化推進員5名
(事務局) 障がい者支援課 自立支援係

3 懇話会の開催状況

第1回	H27.6.17 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな長野県工賃向上計画」の策定について ・これまでの支援策について ・工賃引上げに係る事業所の現状と課題について ・工賃引上げに係る具体的な支援方法等について 等
第2回	H27.7.29 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の工賃実績調査結果について ・工賃引上げに係る具体的な支援方法等について 等